

道民の
皆様へ

北海道の飲食店等における ワクチン・検査パッケージ制度のご案内



ワクチン・検査パッケージ制度とは

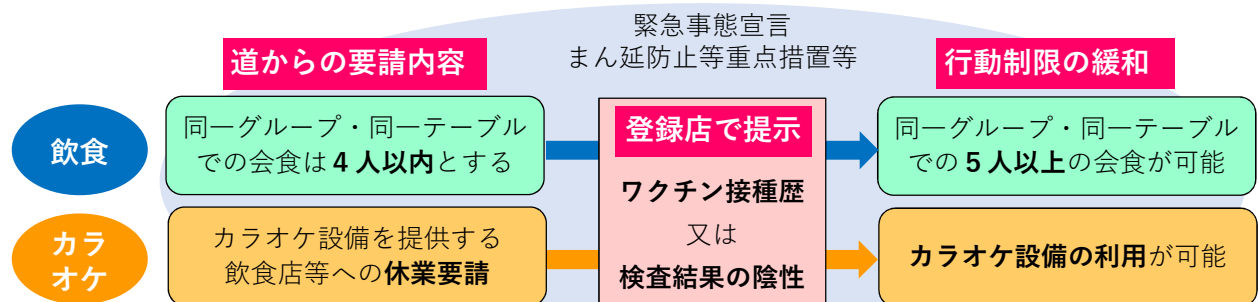
事業者が、利用者の**ワクチン接種歴**又は
検査結果の陰性のいずれかを確認

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等
において課される様々な制限を緩和※

※感染の急拡大等により、制度を適用せず、強い行動制限を要請する場合があります。

飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度の適用

ワクチン・検査パッケージ制度登録店（※）において、入店時にワクチン接種歴等を提示することにより、感染拡大時に課される行動制限の緩和が可能になります。（※）第三者認証を取得した飲食店のうち、ワクチン・検査パッケージの適用を登録した店舗



ご注意ください

- ◆ 行動制限の緩和のためには、緩和を受けようとする**利用者全員が、ワクチン接種歴等を提示する**必要があります。1名でも忘れても、当該グループの全員が緩和の適用を受けられません。
- ◆ 行動制限の対象とならない利用（例：4人以下での会食）の場合は、**制度の適用はありません**。
- ◆ 行動制限が課されていない**平常時は、制度の適用はありません**。

このステッカーが登録店の目印です



- 制度の詳細は、こちらのHPをご覧ください。
- 道内の登録店や、PCR検査等を受検できる検査所の情報についても、随時掲載していきます。



入店時に提示が必要な書類等

忘れずにお持ちください

行動制限の緩和のためには、①（いずれか一方）及び②を、登録店で提示してください。

①	ワクチン接種歴	予防接種済証、接種証明書（新型コロナワクチン接種証明書アプリ）、接種記録書のいずれか（2回接種を完了、2回目接種日から14日以上経過しているもの） ※これらを撮影した画像や写し等でも可	健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方や、12歳未満のお子様を対象とする無料検査所を順次整備していきます
	検査結果（陰性）	結果通知書等（有効期限内であるもの） ・PCR検査、LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査～検体採取日より3日以内 ・抗原定性検査～検査日より1日以内	
②	身分証明書	運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、社員証、学生証など	

道民の皆様へのお願い

- ◆ ワクチン接種は強制ではありません。**ワクチン接種に関連した不当な差別はやめましょう。**
- ◆ 検査結果が陰性でも、その検査結果が感染している可能性を否定しているものではありません。また、ワクチン接種済者からの感染等の可能性が完全に排除されているものでもありません。**引き続き、感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気等）を徹底してください。**

このチラシに関するお問い合わせ：北海道経済部経済企画課：011-206-6197（平日8:45～17:30）